

第 10 回名立区地域協議会 次第

日時：平成 28 年 12 月 13 日（火）午後 6 時 30 分から
場所：名立区総合事務所 2 階第 2 会議室

1 開 会

2 協 議

- (1) 平成 29 年度地域活動支援事業の募集要項について・・・資料 1
- (2) 自主的審議事項について（今後の進め方等について）
 - ・公共交通サービス検討分科会
 - ・高齢者福祉施設分科会

3 その他の事項

(1) 行政報告

- ・上越市名立地区公民館名立北分館及び不動分館の条例上の削除について・・・資料 2

(2) 平成 2 8 年度第 1 1 回地域協議会の開催予定

- ・平成 2 年 月 日 () 午後 時 分から

4 閉 会

[上越市地域活動支援事業 平成28年度実施分 名立区募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。

私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。

平成28年度で実施を予定する事業について、下記のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。



募集期間

平成28年4月1日(金)から5月2日(月)まで募集します

対象事業

～ 事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～ 事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

名立区の将来像「山～川～海の恵みをいかし、だれもが 住みよいまちづくり」の実現に向けて取り組む事業を募集します

生活環境の向上や景観づくり、文化やスポーツの振興、安全安心な地域づくり、健康や福祉の向上など「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業や公序良俗に反する事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複し助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
(事業計画の策定や推進のための会議など)
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）とあわせ、名立区総合事務所に持参してください。

ポイント!

- ・補助金の交付決定前に事業を着手した場合(事業提案書の提出日以降に限る)も対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、名立区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。(採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。)
- ・事業提案書、Q & A、補助金交付申請書等の用紙は、各総合事務所及びまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

ポイント!

- ・事業の要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - 応募や実績報告などに要する事務的な経費(提出資料のコピー代や郵送代等)
 - 応募団体等の運営(人件費、事務所の家賃等)に要する経費
 - 応募団体の人が飲食を行う経費(事業者の弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等や会議時のお茶代・菓子代も対象外です。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。)
 - 金券(商品券、サービス券等)などの発行に係る経費(個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします)
 - 営利法人からの提案は対象外とします。
 - その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・平成29年3月31日までに事業を完了(経費の支払いを含む)するとともに、名立区総合事務所に実績報告書を提出してください。

助成事業の補助金額

名立区における補助金の総額は下記のとおりです。この金額の範囲内で補助します。

名立区の補助金総額 520万円

助成事業の補助率及び補助金の交付

名立区では、助成を受けることができる事業は5万円を超える事業とします。また、事業費の上限は設けません。なお、補助率は補助対象経費の100%を原則とし、補助金は千円単位で交付します。

補助金の支払いは、事業が完了し実績報告書を検収した後となりますが、必要に応じて概算払い請求を行うことができます。

ポイント!

- ・事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

提案された事業の審査と決定

- ・提案された助成事業の採択の可否等について、名立区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・地域協議会での審査結果に基づき、市長(名立区総合事務所長)が事業採択の決定を行います。

・名立区における審査の項目と視点は次のとおりです。

(1) 名立区の採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の例

1. 地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
（個性豊かな住みよい地域社会の構築）
（地域の特性をいかした産業振興） など
2. 景観形成、生活環境の向上事業
（地域の景観づくり、生活環境の改善） など
3. 安全・安心な地域づくり事業
（安全安心な地域づくりの推進） など
4. 健康・福祉の充実事業
（保健、医療または福祉の推進） など
5. 教育・文化・スポーツ活動の振興事業
（子どもの健全育成）
（地域の伝統、文化、郷土芸能またはスポーツの振興） など
6. 自然環境保全事業
（自然保護、環境保全） など
7. 観光資源をいかしたまちづくり事業
（地域の特性をいかした観光振興） など
8. 地域間等の交流事業
（地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流） など
9. その他、名立区の活性化につながる事業

(2) 基本審査・共通審査基準 …すべての地域自治体の審査で共通するものです。

・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。

共通審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか
参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか
発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか

(3)名立区独自の審査基準

名立区独自の審査基準の項目と視点

審査項目	審査の視点
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか
事業効果	・この事業で何を期待するか ・地域課題の解消につながるものか
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか

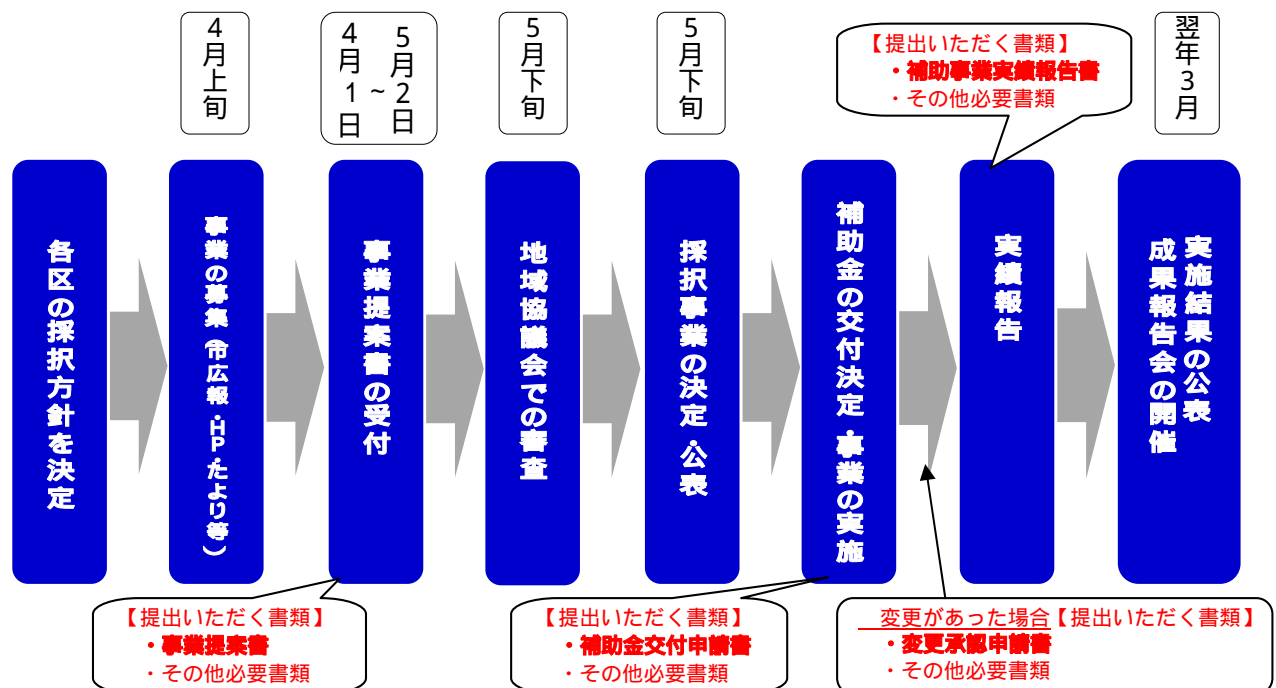
ポイント！

- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「共通審査基準」及び「名立区独自の審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断します。
- ・審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施します。
- ・事業実施にあたり、地域協議会で事業実施内容に条件を付する場合があります。

事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や成果発表会を予定していますので、応募される場合はあらかじめご了承ください。

フロー図（事業実施の流れ）



名立区の事業はこちらまでお問い合わせ・ご応募ください！

地域自治区	事務所	所在地(電話番号等)
名立区	名立区総合事務所 総務・地域振興グループ	名立区名立大町 365-1 TEL 025-537-2121 内線 222 FAX 025-537-2973

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

平成28年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた助成事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の区分	事業の例
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業	個性豊かな住みよい地域社会の構築 地域の特性をいかした産業振興 など
2.景観形成、生活環境の向上事業	地域の景観づくり、生活環境の改善 など
3.安全安心な地域づくり事業	安全安心な地域づくりの推進 など
4.健康・福祉の充実事業	保健、医療又は福祉の推進 など
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業	子どもの健全育成 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興 など
6.自然環境保全事業	自然保護、環境保全 など
7.観光資源をいかしたまちづくり事業	地域の特性をいかした観光振興 など
8.地域間等の交流事業	地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流 など
9.その他、名立区の活性化につながる事業	

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	・事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・応募者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。	5・4・3・2・1・0 点
必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。	5・4・3・2・1・0 点
実現性	・目標（達成すべきこと）が明確なものか。 ・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5・4・3・2・1・0 点
参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。	5・4・3・2・1・0 点
発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞+㉟ 点
-------------	--	-------

- ・ 5点...優れている
- ・ 4点...やや優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 1点...劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の平均点で 30 点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は 5 万円（上限設定なし）とし、千円単位で交付する（千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の 100% とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

助成事業の補助金額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

助成事業の補助金額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明（プレゼンテーション）

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明（プレゼンテーション）を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成 28 年 2 月 23 日開催の平成 27 年度第 11 回地域協議会において策定した。

名立区地域活動支援事業募集要項検討用

	課題内容	改善策
1	名立区独自の審査項目 で地域資源うんぬんとあるが、果たして審査項目としてふさわしいのか？	
2	地域活動支援事業の各審査項目が一般人(主婦など)にはわかりにくく、審査しづらい。	
3	地域活動支援事業に提案したくても、よくわからず利用できていない団体がある。	
4	採点票中の「基本審査 地域活動支援事業の目的と合致しているか」の確認は必要か？ (基本的に、事務局で受付をする際に地域活動支援事業の目的と合致しているかなどの確認を行っており、不十分であれば提案者とヒアリングし、提案書を整えているため。)	

平成 28 年 12 月 13 日
教育委員会社会教育課

上越市立名立地区公民館名立北分館及び不動分館の条例上の削除について
(諮問除外事項等の報告)

1 内 容

- (1) 上越市立名立地区公民館名立北分館については、名立地区公民館と同一施設であり、名称のみが削除となってもこれまでどおり施設利用が可能である。また、上越市立名立地区公民館不動分館については、地域の活動拠点が近隣の不動地域生涯学習センターへ移行しており、当該施設を廃止しても大きな支障がないことから、2 施設について上越市立公民館条例から削除することとし、平成 29 年上越市議会 3 月定例会に議案を提出するもの
- (2) 施行予定日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。
- (3) このことについては、名立北地区及び不動地区の関係町内へ説明を行い、了解を得ている。
- (4) 不動分館については、平成 20 年 8 月 28 日に不動地域生涯学習センターへ公民館機能を移転し、譲渡・貸付を行う旨、適当との答申を受けている。

2 条例上削除する分館における今後の活動について

公民館事業は特定の場所を選ばず、あらゆる地域・場所においてなされるものである。条例は施設について明記したものであり、条例上分館を削除しても活動は継続されることから、その後の活動については以下のとおり進めることとする。

- (1) 条例上の削除後も公民館事業は継続実施する。
- (2) 地区公民館事業とは区別し、「名立区名立北分館活動」及び「名立区不動分館活動」として実施する。
- (3) 活動内容は、地域の特性及びニーズを踏まえながら、年度ごとに地域の課題に対応する内容を企画し実施する。
- (4) 各区は、分館のある地域の実情や意向を把握するとともに、社会教育の観点から、分館活動が継続されるよう支援する。
- (5) なお、平成 27 年度に条例上削除した分館（大島区 4 館、大潟区 15 館）においても、これまでと同様、各分館選出の公民館運営委員が中心となり、分館活動を実施している。

3 公民館の再配置における状況について

別紙参照

公民館の再配置における状況について

これまでの経過

平成 24 年度

公民館の改革を進めるため「上越市立公民館の運営及び配置に関する基本方針(案)」を策定した。

平成 25 年度

地域へ基本方針(案)の説明と意見聴取を行った結果、基本方針(案)では問題が多くあることや地域により公民館活動の実情が大きく異なることを改めて確認したことから、基本方針の策定を一旦中止した。

その後、検討した結果、公民館事業を含む社会教育事業全体の目標及び方針を整理し、これに基づく事業運営の再編成を行うこととした。

平成 26 年度

「公の施設の再配置計画(平成 27 年度～30 年度)」が策定され、公民館を含む集会機能を持つ建物を市民文化系施設として適正な配置に向けた考え方が整理されたことから、今後はこれに基づき、施設の再配置及び管理運営を進めていくこととした。

平成 27 年度

(1) 分館から地区公民館に位置付けを変更

合併前上越市の区域にある 13 分館を地区公民館に位置付けを変更した。(金谷、新道、和田、三郷、津有、高土、春日、諏訪、八千浦、北諏訪、保倉、有田、谷浜・桑取)

(2) 桑取分館の名称を変更

桑取分館を谷浜・桑取地区公民館桑取分館に名称変更した。

(3) 移転

- ・直江津地区公民館をカルチャーセンターから直江津学びの交流館に移転した。
- ・老朽化に伴い、有田地区公民館をカルチャーセンターに移転した。
- ・老朽化に伴い、保倉地区公民館をセミナーハウスの研修棟に移転した。
- ・老朽化に伴い、北諏訪地区公民館を旧 J A 北諏訪支店に移転した。
- ・総合事務所と併設していた 3 公民館について、集会機能を有する施設に移転した。

安塚地区公民館(総合事務所) 安塚コミュニティプラザ

吉川地区公民館(総合事務所) 吉川多目的集会場(吉川分館)

清里地区公民館(総合事務所) 清里コミュニティプラザ

(4) 条例上の分館を削除

- ・大島区の全 4 分館は他課所管施設であることから、条例上削除した。
- ・大潟区の全 15 分館は地域所有の町内会館であることから、条例上削除した。
- ・吉川区の吉川分館の場所を地区公民館に名称変更することから、条例上削除した。

上記の手続きに伴い、上越市立公民館条例及び上越市カルチャーセンター条例の一部改正を行った。

上越市立公民館条例（昭和46年条例第37号）改正案新旧対照表

改正前	改正案																											
<p>（地区公民館等の設置）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 地区公民館及び分館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）地区公民館</p> <p>（略）</p> <p>（2）分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館名立北分館</td> <td>上越市名立区名立大町200番地1</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館下名立分館</td> <td>上越市名立区森151番地2</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館上名立分館</td> <td>上越市名立区西蒲生田181番地1</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館不動分館</td> <td>上越市名立区東飛山378番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		上越市立名立地区公民館名立北分館	上越市名立区名立大町200番地1	上越市立名立地区公民館下名立分館	上越市名立区森151番地2	上越市立名立地区公民館上名立分館	上越市名立区西蒲生田181番地1	上越市立名立地区公民館不動分館	上越市名立区東飛山378番地	<p>（地区公民館等の設置）</p> <p>第2条の2 略</p> <p>2 地区公民館及び分館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）地区公民館</p> <p>（略）</p> <p>（2）分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（削除）</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館下名立分館</td> <td>上越市名立区森151番地2</td> </tr> <tr> <td>上越市立名立地区公民館上名立分館</td> <td>上越市名立区西蒲生田181番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（削除）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	（略）		（削除）		上越市立名立地区公民館下名立分館	上越市名立区森151番地2	上越市立名立地区公民館上名立分館	上越市名立区西蒲生田181番地1	（削除）				
名称	位置																											
（略）																												
上越市立名立地区公民館名立北分館	上越市名立区名立大町200番地1																											
上越市立名立地区公民館下名立分館	上越市名立区森151番地2																											
上越市立名立地区公民館上名立分館	上越市名立区西蒲生田181番地1																											
上越市立名立地区公民館不動分館	上越市名立区東飛山378番地																											
名称	位置																											
（略）																												
（削除）																												
上越市立名立地区公民館下名立分館	上越市名立区森151番地2																											
上越市立名立地区公民館上名立分館	上越市名立区西蒲生田181番地1																											
（削除）																												
<p>別表(第4条、第12条関係)</p> <p>（1）地区公民館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>名立地区公民館</td> <td>図書室 無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料(1時間につき)	（略）		名立地区公民館	図書室 無料	<p>別表(第4条、第12条関係)</p> <p>（1）地区公民館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">名立地区公民館</td> <td>第1会議室</td> <td style="text-align: right;">260円</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td style="text-align: right;">350円</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td style="text-align: right;">240円</td> </tr> <tr> <td>第1講座室</td> <td style="text-align: right;">120円</td> </tr> <tr> <td>第2講座室</td> <td style="text-align: right;">180円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">130円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">700円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料(1時間につき)	（略）		名立地区公民館	第1会議室	260円	第2会議室	350円	第3会議室	240円	第1講座室	120円	第2講座室	180円	調理室	130円	体育館	700円	図書室	無料
施設名	使用料(1時間につき)																											
（略）																												
名立地区公民館	図書室 無料																											
施設名	使用料(1時間につき)																											
（略）																												
名立地区公民館	第1会議室	260円																										
	第2会議室	350円																										
	第3会議室	240円																										
	第1講座室	120円																										
	第2講座室	180円																										
	調理室	130円																										
	体育館	700円																										
	図書室	無料																										

改正前			改正案		
(2) 分館			(2) 分館		
ア 施設使用料			ア 施設使用料		
施設名		使用料(1時間につき)	施設名		使用料(1時間につき)
(略)			(略)		
名立地区公民館名立北分館	第1会議室	260円	(削除)		
	第2会議室	350円			
	第3会議室	240円			
	第1講座室	120円			
	第2講座室	180円			
	調理室	130円			
	体育館	700円			
名立地区公民館下名立分館	講座室	340円	名立地区公民館下名立分館	講座室	340円
	会議室	520円		会議室	520円
	調理実習室	250円		調理実習室	250円
名立地区公民館上名立分館	多目的ホール	200円	名立地区公民館上名立分館	多目的ホール	200円
	会議室	100円		会議室	100円
	調理実習室	100円		調理実習室	100円
	研修室	290円		研修室	290円
	講堂	400円		講堂	400円
名立地区公民館不動分館	大会議室	470円	(削除)		
	会議室	160円			
	多目的ホール	290円			
	調理実習室	160円			
イ 附属設備使用料			イ 附属設備使用料		
設備名		使用料(1時間につき)	設備名		使用料(1時間につき)
名立地区公民館名立北分館	屋外運動場の照明設備	2,400円	名立地区公民館	屋外運動場の照明設備	2,400円